

# 憲法訴訟のいま

## 第9回 安保法制違憲訴訟 その4

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク代表・憲法問題対策センター委員 伊藤 真 (36期)



### 1 はじめに

今回は、「安保法制違憲訴訟 その4」として、改めて安保法制の危険性を振り返りながら、安保法制違憲訴訟の運動、到達点について検討する。2014年7月1日に、集団的自衛権行使を容認する閣議決定（以下「7・1閣議決定」という）がなされてから10年以上が経過した。この間、憲法が規定する平和国家という国のかたちは大きく変容し、当初想定されていた以上に安保法制法の罪深さが明らかになった。

### 2 安保法制の危険性

世界の立憲主義諸国の憲法は、主権国家として戦争することを前提に、それをいかに民主的に統制するかを規定している。他方、日本国憲法は戦争そのものを禁止し、軍事的活動に憲法的正当性を与えていない。集団的自衛権の行使を否定する政府解釈のもとで7・1閣議決定までは、安全保障政策の策定・運用に際して常に憲法的な制約が働き、他国での武力行使につながらないかどうかが検証されてきた。この統制構造こそが、日本における安全保障に関する立憲的統制の特徴であった。

第二次世界大戦後、世界の主要国は、自衛を名目として戦争を繰り返してきた。これに対し日本は一度も戦争を行わず、80年を経過している。この事実は、日本国憲法が軍事活動に正当性を付与せず、国家による憲法実践として集団的自衛権行使を禁じてきたことと深く結びついている。

ところが、7・1閣議決定と翌年の安全保障関連法（以下「安保法制」という）の成立によって、憲法による従来の制約は失われた。これにより政府は、

閣議決定に基づき安全保障政策を自由に変更できるようになり、米国との軍事的一体化、武器製造・輸出、学術研究や民間施設の軍事利用、自治体への協力要請などを憲法上の制約を意識せずに実施できる体制を整えたのである。

従来は「軍事活動は原則禁止、例外的に専守防衛として個別の自衛権行使のみ容認」という構造であったが、安保法制によって原則と例外が逆転し、「軍事活動は原則容認」という体制へと移行した。この転換こそが安保法制の核心的意図であったといえる。つまり安全保障を憲法問題から切り離し、憲法的制約を排除して「戦争できる国」へ転換することにあった。

安保法制後、政府の行動は軍事面に関して憲法の拘束を意識しないものとなっている。2022年12月の安保三文書には、防衛力の抜本的強化、防衛費倍増、さらには民間空港・港湾・学術機関・企業などを含む社会全体の軍事動員が明記され、国民生活のあらゆる領域に影響を及ぼす体制が示されている。

このように安保法制は、単なる「集団的自衛権行使容認」にとどまらず、国のあり方そのものを、戦前の国家総動員体制に匹敵するほどの総力をあげて戦争する国へと大きく変貌させる法的枠組となってしまったのである。

そして安保法制は、憲法前文や9条が採用してきた集団安全保障体制から、戦前と同様に抑止力に依存する軍事同盟体制へと、安全保障政策を根本的に転換するものであった。したがって、これは単なる法律改正で済む問題ではなく、憲法改正手続により主権者たる国民の意思を問うことなく行うことには、憲法96条違反でもあった。

### 3 安保法制違憲訴訟提訴と運動の展開

これほど明白に違憲といえる7・1閣議決定及び安保法制を放置することはできない。訴訟を通じて正そうと準備を開始したのだが、「最高裁で合憲判決が出た場合に責任を負えるのか」「むしろ国民運動に力を入れるべきだ」といった批判や異論も寄せられた。

しかし、一見して明白な違憲状態を、三権の一翼を担う司法が看過するようなことがあれば、そのこと自体が三権分立制度の自壊を意味する。そのため2016年4月に全国の仲間とともに提訴に踏み切った。その後は、全国的な訴訟と運動の展開を図るため、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」を結成し、世話人体制を整えた。さらに各地の弁護団が知見を共有する「経験交流会」を実施するなどして運動を強化した。

既存の組織や団体に依拠せず運動を進めることは大変な困難を伴ったが、団体・組織に属さない市民が原告や代理人として参加し、かえって運動の広がりを得ることができた。とりわけ全国の原告・代理人が、支持政党や政治的立場を超えて、「立憲主義国家として当然の役割を裁判所に果たしてほしい」という一点で結集できたことは大きな成果であった。最終的に22の裁判所で25件の訴訟が提起され、原告約7,700名、代理人約1,700名という大規模訴訟に発展した。

### 4 安保法制違憲訴訟の到達点

福島訴訟における仙台高裁判決および神奈川訴訟を除き、すべての地裁・高裁・最高裁判決は、7・1閣議決定および安保法制の一見明白な違憲性に言及せず、違憲判断を回避し続けている。訴訟としては

敗訴の連続であり、法令違憲判決は得られていないが、同時に明確な合憲判決を阻止してきた。この訴訟を通じて、憲法学者、元最高裁判事、元内閣法制局長官らの意見書や証言を記録に残すことができた。今後の平和訴訟における資源としての活用を期待したい。そして何よりも、本訴訟は、「安保法制は違憲である」と掲げ、多くの国民・市民、弁護士に加え、元最高裁裁判官、元内閣法制局長官、著名な憲法学者やジャーナリストなど多様な人々の協力を得て展開された。この訴訟を中心とした運動は、戦争国家への流れに抗う国民・市民の声を結集する役割を果たしてきた。

### 5 おわりに

近時の最高裁判所は人権問題について踏み込んだ判断を示す一方で、最大の人権侵害である戦争の問題については、依然として消極的な態度をとっている。それでは戦争に向かう流れを食い止めることはできない。困難であっても抗い続けることが必要である。

明治維新から敗戦までの77年間、日本は軍隊の存在を前提に戦争を繰り返してきた普通の国であった。他方、憲法施行から現在までの78年間、日本は一度も戦争を行わなかった。この対照的な二つの時代を近代国家として経た今、我々は「平和国家として歩みを続けるのか」「再び戦争する国へ回帰するのか」という、決定的に重要な選択の時にいる。

戦争を直接知る世代は、すでに国民の1割程度となつた。このまま80年前の戦争も、やがて元寇と同様に歴史的事象として記録されるだけになり、「戦後」が永続することを心から望む。残る「愛知訴訟」「女の会訴訟」を全国の仲間と支援し続けていきたい。